

神食健発 0215 第 5 号  
令和 6 年 2 月 1 5 日

任意継続被保険者 様

神奈川県食品製造健康保険組合  
理事長 鈴木 文雄



令和 6 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について（お知らせ）

平素より、当健康保険組合の事業運営に格段のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、健康保険法第 4 7 条第 2 号並びに当健康保険組合規約第 4 3 条第 2 号の規定により、前年 9 月 3 0 日時点における当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額とされております。

このため、令和 6 年度における当健康保険組合の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。（令和 5 年度から変更はありません。）

なお、令和 6 年 4 月分以降の保険料額は、改めてご連絡させていただきます。

記

令和 6 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限（適用年月日 令和 6 年 4 月 1 日）

令和 6 年度	(令和 5 年度)
300,000 円	(300,000 円)

(参考) 令和 5 年 9 月 3 0 日時点の標準報酬月額等データ

報酬月額総計	7,238,890 千円
全被保険者数	24,472 人
平均標準報酬月額	295,803 円
標準報酬月額	300,000 円